

重要事項説明書

指定通所介護

1 法人概要

名称 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会
所在地 滋賀県甲賀市水口町水口 5609番地
代表者 会長 林 善彦

2 事業所の概要

事業所名 甲賀市社協 デイサービスセンターすこやか荘
所在地 甲賀市甲賀町大原中355番地
提供サービス 指定通所介護
介護保険事業所番号 2571400288号
管理者 上野 育子
連絡先 TEL 0748-88-5245
FAX 0748-70-0028
サービスの提供地域 甲賀市

3 事業所の職員体制等

管理者 職員及び業務の管理を行ないます。
生活相談員 利用者又は家族の生活の相談に応じるとともに、計画に基づいた
サービスの実施のため必要な連絡調整を行います。
看護職員 利用者の健康管理を主として行ないます。
介護職員 利用者の介護を主として行ないます。
機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行
ないます。
その他補助職員 利用者の状況に応じて配置し、従事者の業務の補助を行ないます。
事務職員 提供業務に伴う事務を行なう。

4 営業日および営業時間

営業日 月曜日～土曜日
営業時間 8：30～17：15
サービス提供日 月曜日～土曜日
サービス提供時間 8：45～17：00（送迎を除く）
ただし、12月30日～1月3日までを除きます。

暴風警報など気象警報発令時等、サービスの提供を中止させていただく場合があります。
また、サービスを実施中に暴風警報およびその他緊急事態に関する気象警報が発令された場
合は、速やかに介護者に連絡をとり対処させていただきます。

5 事業の目的および運営方針

事業の目的

社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を
図るため、要介護状態および要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護事業または介
護予防通所介護事業を提供することを目的とします。

運営の方針

- ①要介護者および要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービス提供に努めます。
- ③「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。

6 サービス内容

デイサービスセンターに通所し、施設内で利用者に必要な日常生活上の世話をを行うとともに、下記のサービスを提供します。

通所介護

- ①入浴の介護 ②排泄、食事等の介護 ③生活相談 ④レクリエーション
- ⑤機能訓練(集団・個別)⑥ 健康チェック ⑦送迎

7 サービス利用料及び利用者負担

介護保険法令に定める介護給付費に準拠した金額となります。

(別紙記載)

(1) 各種加算

①入浴介助加算 (I)

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を行ない、関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行います。

②ADL 維持等加算 (I)

利用者のうち、ADLの維持又は改善度合いが水準を超えた場合、利用者全員について算定します。

③中重度ケア体制加算

指定居宅サービス等基準に規定する員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算で2以上確保していること。要介護状態区分が要介護3.4.5である者の占める割合が100分の30以上であることなどの算定要件を満たし、利用者全員に算定します。

④科学的介護推進体制加算

利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に最低3か月に1回提出し、必要に応じてサービス計画を見直し、サービスの質の向上に繋げます。

⑤サービス提供体制強化加算 (I)

利用者に直接通所介護を提供する職員総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上若しくは勤続10年以上介護福祉士25%以上いずれかで対応します。

⑥介護職員等処遇改善加算 (I)

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のためのベースアップへ繋げます。

⑦送迎減算

事業所が送迎を行わない場合、送迎減算対応とさせていただきます。

(2) 利用者負担金は、1日に利用されるサービスの内容により得られた額の原則として1割又は2割又は3割が利用者負担となります。(利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額となります。)

(3) 上記利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載されています。

居宅サービス計画の作成が無い場合、又は被保険者証に支払方法変更の記載が有る場合は「償還払い」となり一旦、利用者様から費用の全額の支払いを受け、提供した指定通所介護の内容・費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。その後市に対して保険給付分を請求していただくことになります。

- (4) 支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。
(居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)
- (5) その他
- ① 食費 (昼食・おやつ・飲料) 1日分をお支払いいただきます。 (別紙参照)
 - ② おむつ代 原則持参頂きますが、何らかの事情・状態により提供した場合は、現物返却もしくは実費をご負担いただきます。 (別紙参照)
 - ③ その他 サービスの提供において必要となる費用であって、処置用の医薬品等、利用者がご負担いただくことが適当と認められるものについて、費用をご負担いただきます。 (別紙参照)
 - ④ 甲賀市以外に居住するものに対して行なう送迎の費用
甲賀市を超える地点から 1kmにつき片道 20円をお支払いいただきます。
 - ⑤ 自己負担金は、自動口座引き落としによりお支払いをお願いします。
(ご指定の金融機関の口座から月 1回引き落としとなります)
※特段の理由により口座引き落し不能な場合は、現金若しくは銀行振り込み (振り込み手数料は、利用者様負担となります) で定められた期日までにお支払いをお願いします。

8 サービスにあたっての留意事項

- ① 利用当日の健康状態等を職員に連絡をお願いします。
- ② サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。環境・状況の変化時(服薬変更、病状変化、転倒など)には、医師の診断や日常生活上の留意事項を速やかにご連絡いただきますようご協力お願いいたします。
- ③ 入浴サービスをご利用の際には、健康診断書提出のご協力をお願いいたします。
- ④ 環境、服薬変更、病状変化、転倒など変化時には、速やかにご連絡いただけますようご協力お願いいたします。
- ⑤ 利用者の都合で予定のサービスを中止する場合は、速やかにご連絡ください。

デイサービスセンターすこやか荘 TEL 88-5245

※営業時間外の場合でも、留守番電話にご連絡お願いいたします。

- ⑥ 利用者のサービス提供時において、病状等の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに関係機関等へ連絡を行い、必要な処置を講じます。また、速やかなご家族様との引継ぎをお願いするため、確実に連絡の取れる方を緊急連絡先に記載してください。

⑦ キャンセル料について

体調不良以外の理由での当日キャンセルは、キャンセル料を申し受ける場合がありますのでご了承ください。

キャンセル料は介護保険告知額の支払いに合わせてお支払いいただきます。

サービス利用日の前日まで 無料

サービス利用日の当日 介護保険告示額の 50%

※食事は外注のため当日キャンセルできない場合があります。その際は、昼食代(実費)を申し受けます。

9 サービスの解約権・契約の終了について

- ① 利用者はいつでも 1週間以上の予告期間をもち申し出ることにより、この契約を解除することができます。
- ② 事業者は利用者または家族の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文章により解約することができます。

不信心行為とは、利用者または家族が、事業所や職員またはほかの利用者に対して、継続し難いほどの行為（計画にないサービスの強要やハラスメント行為など）をいいいます。
カスタマーハラスメントへの対応に関する方針指針閲覧コード



10 非常災害時の対応

- ① 非常災害に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知、避難訓練など年2回は必要な訓練を行います。
- ② ①の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 人権の擁護・高齢者虐待防止の推進について

利用者等の人権擁護・虐待・身体拘束防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 利用者等の人権の擁護・虐待・身体拘束防止等のため、成年後見制度の利用支援等、必要な体制の整備を行います。
- ② サービス提供中に、当該事業所従事者又は関係者（家族、親族、同居人など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡します。
- ③ 利用者の人権擁護・虐待・身体拘束の防止等の観点から、虐待の発生や再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることとします。
- ④ 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合はその態様及び時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等を記録します。
- ⑤ 従事者に対する虐待の防止を啓発するための研修の実施を行います（採用時研修、継続研修）
- ⑥ 虐待防止に関する措置を適切に実施するため、下記のものを責任者として選任します。

虐待防止担当者 _____ 所長 _____ 上野育子

- ◎閲覧コード
・感染症指針
・虐待防止指針
・身体拘束等適正化のための指針



12 事故発生時の対応

- ① 通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに関係機関等に連絡を行います。
- ② サービス提供にあたって事故が発生した場合には、利用者家族、甲賀市、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ③ サービス提供にあたって賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

13 衛生管理及び従事者の健康管理

- ① 事業に使用する設備・機器及び備品を清潔に保持し、定期的な消毒を行い、衛生保持に努めます。
- ② 従業者に対し感染等に関する基礎知識を習得させるための研修や健康診断の受診を実施します。

14 業務継続計画の策定

- ① 事業所は感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施することとします。

15 感染症対策の強化

事業所は、感染症の発生及びまん延防止のため、次の措置を講じます。

- ① 施設館内の清潔の保持及び職員や利用者の健康状態について、必要な措置を講じます。
- ② 事業所は感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じます。
- ③ 感染予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な研修、訓練（年1回以上）を実施します。

16 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じます。

17 資質向上のための研修の研修の機会の確保

従事者の資質向上のため、隨時必要な研修の機会を確保しています。

18 秘密保持

- ① 職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しています。
- ② 個人情報を用いる場合はあらかじめ利用者に説明し同意書に署名・捺印をいただきます。
- ③ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物の管理について、取り扱いに十分な配慮をします。

19 事業計画・財務内容の閲覧、サービス提供記録等の閲覧、複写

当事業所では、事業計画や財務内容の閲覧、サービス提供記録等の閲覧・複写に関して、利用者本人がこれを希望される場合には許可しています。希望者は、閲覧申請書に必要事項を記入し職員までお申し込みください。閲覧申請書は事務所にありますので必要な方は職員までお申しつけください。

20 介護サービス情報公表について

この制度は、同一の視点からチェックした介護事業所の情報を公表することにより、事業所を適切に選択していただくこと、また同時に、公表に伴って事業所のサービスの質の改善を促進することを目的としています。ウェブサイトで閲覧できます。

21 第三者評価の実施状況について

第三者評価による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり ② なし
	② なし		

22 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口で対応いたします。

担当者	管理者 上野 育子
甲賀市社協	ディサービスセンターすこやか荘
TEL 0748-88-5245	FAX 0748-70-0028
対応時間	8:30 ~ 17:15

甲賀市社会福祉協議会在宅生活支援部

TEL 0748-62-8137 FAX 0748-63-7681

甲賀市社会福祉協議会第三者委員

樋尾 重虎	(0748-86-5395)
黒田 隆	(0748-86-1020)
小松 多喜子	(0748-62-9652)
宇田 ルリ子	(0748-83-0767)

上記以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

甲賀市健康福祉部長寿福祉課

TEL 0748-69-2165 FAX 0748-63-4085

滋賀県国民健康保険団体連合会

大津市中央4丁目5-9 TEL 077-510-6605

滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

草津市笠山7丁目-8-138（県立長寿社会福祉センター内）

TEL 077-567-4107

【重要事項説明の年月日】

令和 年 月 日

●重要事項を説明しました。

[事業者]

住 所 滋賀県甲賀市甲賀町大原中355番地

事業者名 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
デイサービスセンターすこやか荘

説明者 上野 育子

(印)

●重要事項についての説明を受けました。

[本人]

住 所 滋賀県甲賀市

氏 名

(印)

[代理人 代理人を選任した場合]

住 所

氏 名

(印)

【重要事項説明書 別紙】

◎職員体制等

所長	1名（兼務）
管理者	1名（兼務）
生活相談員	3名（兼務）
看護職員	5名（兼務）
機能訓練指導員	4名（兼務）
介護職員	15名（兼務）
その他補助職員	6名（兼務）
事務職員	1名（兼務）

◎基本報酬

サービス利用料及び利用者負担 地域区分 6級地 1単位：10.27円

(通所介護) 7時間以上8時間未満の時間帯で1回あたり

要介護状態区分	単位数	介護報酬額	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
要介護 1	658 単位	6,757 円	676 円	1,352 円	2,028 円
要介護 2	777 単位	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円
要介護 3	900 単位	9,243 円	925 円	1,849 円	2,773 円
要介護 4	1023 単位	10,506 円	1,051 円	2,102 円	3,152 円
要介護 5	1148 単位	11,789 円	1,179 円	2,358 円	3,537 円

加算

加算名称	単位数	介護報酬額	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
入浴介助体制加算(Ⅰ)	40 単位/日	410 円	41 円	82 円	123 円
ADL 維持等加算(Ⅰ)	30 単位/月	308 円/月	31 円/月	62 円/月	93 円/月
中重度者ケア体制加算	45 単位/日	462 円	47 円	93 円	139 円
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	410 円/月	41 円/月	82 円/月	123 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位/回	225 円	23 円	45 円	68 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%を加算				

送迎減算	所定単位数から片道につき47単位を減算
------	---------------------

●上記負担額と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じる場合があります。

◎その他の費用（必要時）

食事代（おやつ・飲料込）	実費（価格変動あり）
食事代（ムース食）	実費（価格変動あり）
持参用連絡袋・ファイル等	実費（価格変動あり）
処置等に必要な衛生材料	実費（価格変動あり）
個人の選択活動による材料費等	実費（価格変動あり）

●その他の費用実費については、必要時に価格の説明をさせていただきます。

◎キャンセル料（利用者の都合で当日サービスを中止する場合は、食費等に係る実費を申し受けます）

要介護状態区分	単位数	介護報酬額	キャンセル料
要介護 1	658 単位	6,757 円	3,378 円
要介護 2	777 単位	7,979 円	3,989 円
要介護 3	900 単位	9,243 円	4,621 円
要介護 4	1023 単位	10,506 円	5,253 円
要介護 5	1148 単位	11,789 円	5,894 円